

研修認定薬剤師等の認定取消について

令和8年4月1日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

次の者について、認定薬剤師制度実施要領第26条第1項(3)の規定により、令和8年1月16日付けで研修認定薬剤師の認定を取消したが、紛失したとの理由で認定証の返納がなかったため、同第26条第4項の規定により、次のとおり氏名をホームページに掲載する。

なお、掲載期間は令和9年1月21日（それまでの間に認定証が返納された場合は、当財団がそれらを受領した日）までとする。

認定を取消した者の氏名 沖恵子